

資 料

ブルガリア民営化法について

ストイチェヴァ ビストラ

I 解 説

- 1 民営化法の変遷
- 2 民営化法の構成
- 3 民営化法の特徴

II 民営化法本文（全訳）

I 解 説

1 民営化法の変遷

国有企業の民営化は、1989年から始まったブルガリアの社会主義計画経済から市場経済への移行過程における構造改革の中心的要素である。というのは、社会主義時代には国家が全ての企業の固定資産総額のほとんどすべてを所有していたことから、市場経済への移行過程においては、企業経営の合理化だけでなく、所有の変更を伴う企業の全体的な再編成が必要になったからである。

その所有の変更のためには、まず、旧所有者またはその相続人に建物、商店、農業土地、動物、道具等を返還する、つまり所有返還を伴う民営化（Restitution）が実施された。そのためのいくつかの法律が採択された⁽¹⁾。それら

(1) 官報17号/1991年で公告された「農業土地の所有および使用に関する法律」、1991年12月11日に採択された「一定の店舗、修理屋、倉庫およびスタジオの所有の返還に関する法律」、官報15号/1992年で公告された「国有化された不動産の所有の返還に関する法律」と「Act of Restoration of Ownership of Some

の法律に基づいて、国有化された財産それ自体が旧所有者に返還されることになった。そして、国家または地方自治体の所有である営業用財産の「所有」譲渡のために、1992年4月23日に国民議会により、「国有企業および市有企業の形態変更および民営化に関する法律」（以下では、民営化法という）が採択された⁽²⁾。その後、1992年から1998年現在に至るまでの間にその法律は実に14回にわたって改正され、またその実施のために60以上の規則が発令された。以下では、民営化法の主要な改正法をまず概観しておこう。

A) 1994年民営化法改正

1992年の民営化法は、わずか34条で成り立っている法律であり、これにより国有企業等の民営化の基本的な法的枠組みが形成されたといえる。この最初の民営化法には、市場民営化、つまり有償方法で行われる民営化についての規定しか含まれていなかった。しかしながら、市場民営化に必要な資金の供給不足および外資の不十分さが原因となって、この方法による民営化の実施は困難に直面した。また長年の社会主義的発想に基づいて、労働力で形成されたものは国民に無償で分配しなければならないとの主張も根強く残っていた結果、民営化法は、1994年に改正が加えられるところとなった。この改正により、第7章として「国有企業および市有企業ならびに分離された当該企業の一部の民営化のための特別な方法」と、第8章として「投資証書による民営化」が追加された。後者がいわゆる「大衆民営化」の方法の導入である。政府はこの改正を受けて、1994年に第一次「大衆民営化」の実施に関する政令第165号を発し、民営化対象となる企業の一覧表を明示した。しかしながら、この第一次「大衆民営化」計画も、準備不足と政権の変更という理由から、実施されることなく終わった。そこで、「大衆民営化」を容易にするため、また現在行われている民営化過程を促進するため、1995年末に再度民営化法が改正されることとなった。

B) 1995年民営化法改正

1995年改正の内容には、年次民営化プログラム、市場民営化と大衆民営化の組み合わせ、従業員等による購入、「小さい民営化」についての規定、民営化の手続に関する改正などが含まれる。

民営化庁の年次民営化プログラムには、この民営化プログラム有効期間中に

Real Properties Expropriated under Territorial and Settlement Structure Act, the Planned Construction of Settlements Act, the State-owned Real Property Act and the Ownership Act」等である。

(2) 官報38号/1992年5月8日で公告された。

全体的または部分的な民営化が「許可されない」企業および（または）事業部門の一覧表（2条2項4号）のほか、その年次に民営化決定機関が絶対的に民営化すべきであるとする企業の一覧表（2条2項1号の中に）をも含むものとされた。もっとも、この後者の一覧表の存在は、そこに記載されていない企業の民営化を妨げるものではなかったし、またそこに記載されている企業に対しては民営化過程において何ら優遇的地位が与えられるものでもなかった。

1995年に始まった「大衆民営化」の準備において、投資証書による民営化によって民営化されるべき対象を「企業全体」とするのではなく、投資証書による民営化方式とその他の方法との組み合わせにより「大衆民営化」を行う方が妥当であるというアイディアが出てきた。結果としては企業全体は民営化されるが、「大衆民営化」方式はその一部となった。すなわち、「大衆民営化」と市場民営化が組み合わせられる場合には、民営化法5条に該当する者は、市場民営化の方法で売却される株式のかたまりの20%以内を優遇条件をもって購入することができると同時に、「大衆民営化」の方法で交付される株式のかたまりの10%以内を無償で取得することができるのである（23a条）。そして、民営化法50条の削除によって、市場民営化には投資証書を利用することができなくなった。したがって、投資証書は、「大衆民営化」方法で民営化される企業の株式を取得するときだけに利用することができる。これによって、「大衆民営化」の公正性が保障できるとされたのである。

企業全体の民営化を確保し、安定させるために、民営化法35条以下の規定に従って企業を購入したいという旨の提案の提出には期限が付された。すなわち、その提案は1996年5月30日までに提出しなければならないということになった。そして、同じ企業に対して複数の提案がなされた場合には、提案者の間で「小さい入札」が行われることになった。そして、従前の、所有の移転は民営化決定決議から2ヶ月以内との規定が、定められた価格で購入する買い主の承諾から1ヶ月に改められた（39条）。なお、支払われていない価格の部分については、移転される不動産に対して抵当権が設定されると改められ、これにより取引の履行が保障された。

民営化手続に関する改正の中で最も重要なのは、市有企業の民営化の実施機関としての地方自治体民営化庁の設置の可能性（3条3項）、優遇条件で民営化へ参加できる者の範囲の明確化、不動産の評価の方法についての規定の改正（17条2項3項）、不動産に対する物権の譲渡方法に関する例外の定め、等である。

C) 1997年10月民営化法改正

この改正で、まず、国有企業・市有企業の定義の追加との関係で、民営化の定義が改められ、国家または地方自治体の資本への参加が50%以上である法人が民営化に参加することを禁止する規定が削除された。また、国有企業または市有企業に組み込まれておらず、事業活動のために使用されており、かつ、住居に使用されていない市有財産のみが民営化の対象の一つとされた。このような国有財産の売却は「国家所有に関する法律」の手續に従って行われることになった。さらに、軍備に関連する企業の民営化の可能性が認められた（9 a 条の追加）。

次に、年次民営化プログラムを作成する機関が改められた。それは民営化庁でも経済発展大臣でもなく、各民営化決定機関（内閣、民営化庁、各省、地方自治体議会等）がそれぞれ年次民営化プログラムを作成し、確認することになった（2条7項）。一方、インフレ率の向上との関係で、民営化決定機関の権限分配の基準となる民営化対象企業の固定資産の簿価が引き上げられた。

この改正のもう一つの重要なポイントは、第8条の規定に従って設置されるべきであった相互基金の廃止である。この基金に民営化対象企業の国家保有株式・持分の20%またはこれに相当する金銭が無償で移転され、社会保障基金や旧所有者に対する補償にあてられるはずであった。

民営化企業の取得代金の支払方法については、外貨での支払が認められ、MEBO 方法による民営化との関係で、分割払い方式を利用する法人の株主の範囲の拡大とその条件の緩和が行われた。

なお、債権者の民営化への参加には民営化庁の許可を必要とする規定が削除され（29条2項改正）、また株式市場の形成を促進するため、取得された株式の譲渡に関する制限が廃止された（22条5項、51a条）。

D) 1998年4月民営化法改正

この改正は、まず、民営化法の範囲を明確にして、従来の民営化法を国有企業の商社会社への形態変更およびその民営化の手續を定める法律に変ぼうさせた。すなわち、民営化法は市有企業をその対象としないことになったのである。それにもかかわらず、法律の名前には依然として変わっていない。

この改正は、主として「大衆民営化」に関連するものである。まず、第8章のタイトルが「投資証書による民営化」から「投資証書」へ変更された。すなわち、投資証書は、それによる特別な民営化方法（「大衆民営化」）にのみ結びつけられるものではなく、国内・国外債務に対する発行された国債とならんで、民営化における支払手段の一つであるという認識に基づいて、「大衆民営

化」に関しての総体なコンセプトが変更されたのである。

国家の保有である株式のみが「大衆民営化」の対象であるということには変わりはないが、これを定めていた43条は削除され、株式の売却方法を定める25条1項に「中央公募」を加える5号が追加された。すなわち、国家の保有である株式が「中央公募」によって売却される際、「有価証券、証券取引所および投資会社に関する法律」の規定に従って、それは証券取引所を通じて売却されるが、このような「中央公募」の準備は大衆民営化庁により行われる（52条1項）。そのため、「大衆民営化」の手續とそれに関連する規定の改正も行われた。「大衆民営化」プログラムの作成・承認の廃止（2条8項と9項の削除）とともに「中央公募」により民営化される株式の額面金額の総額の年次民営化プログラムへの記載（2条2項5号追加）が要求され、「大衆民営化」に関する決議決定機関は内閣であるという規定が改められ（3条1項5号削除）、「中央公募」の準備および実施に関する手續が内閣により定められることになった（25条8項）。投資証券の発行は内閣の提案をもって国民議会の決議で決定される（48条1項）。その他の国有企業と同様に、専門家による評価が必要とされたこと（16条1項では「第8章の定める手續に従って民営化が行われる企業を除いて」の削除）、などである。従業員・経営者などが設立した会社が「中央公募」における株式を購入する場合には、落札価格を投資証券で支払うことができるが（49条2項）、その場合は、分割払い方式を利用することができない（25条9項）。これとの関係で、投資証券で支払われる株式の割合に対する制限（大衆民営化の方法で交付される資本部分の10%を占める株式）は廃止された（23a条、23b条）。

投資証券の概念には変更はないが、その利用方法が拡大され（44条、49条2項3項）、その金額が増加され（47条1項）、有資格者の範囲が明確となった（47条）。これについては、後に述べる。そして、いままで発行された投資証券の利用についての規定が加えられた（経過終末規定§35）。また一定の代償証券が投資証券として認められた（経過終末規定§4a）。

「中央公募」への参加は、民営化基金を通じてではなく、許可を受けた投資仲立人を通じてなされる。改正法で民営化基金は投資会社へ組織変更しなければならないと定められたが（経過終末規定§37）、民営化基金を株式会社として設立することに関する規定は削除されていない（経過終末規定§8a）。

従業員・経営者などが設立した法人は購入者として認められ、分割払いを利用する場合に関する新たな制約が追加された。すなわち、価格の完全な支払ま

で、売却者の許可がない限り、購入者は株式・持分を譲渡することができないこと（25条3項4号）、誰も直接にまたはその他の者を通じて間接に法人の資本の3分の1以上を占める割合を保有してはならないこと（25条3項5号）、この法人は無記名式の社債および無議決権株式を発行することができないこと（25条4項）、などである。そして、従業員・経営者等により設立された会社が企業全体または分離されたその一部を購入する条件は、株式の購入のそれと一致させられた（競落、落札、約定価格から30%を割り引いた価格で購入する特典が廃止された）（31条）。

次に、軍備と関連する事業を営んでいる企業の民営化が可能となった結果、優遇条件を利用して民営化に参加することができる者の範囲の拡大（5条2項2号）、このような企業の民営化から得た収入の使途（6条5項6項追加）などについての改正が行われた。

「使用権」法との関係で、新たな経過終末規定§5b（5c）と§5r（5d）が設けられた。

民営化から得られた収入の分配との関係で、旧所有者の補償基金への振込が中止され（6条5号、6a条3項）、また民営化費用は国家予算から補填されない（7条2項1号）、との改正がなされた。

このように、ブルガリアの経済状況に対応するため、6年間に民営化法が14回も改正されたのである。

2 民営化法の構成

民営化法は、国有企業の一人商事会社への形態変更およびその民営化の条件と手続を定める法律である。それは全体で53条、それが9章に分けられ、これに追加規定と経過・終末規定が加わって全体を構成する。

第1章「総則」では、国有企業の形態変更およびその企業の民営化の定義、民営化プログラムの作成・承認機関とその内容、民営化の決議決定機関、民営化提案者の範囲、民営化への優遇参加の有資格者の範囲、民営化からの収入の使途などが規定がされる。

第2章「民営化庁」では、民営化庁の設置、その機関、権限等が、第3章「企業の評価」では、評価する者の資格等が、第4章「国有企業の形態変更」では、形態変更を行う機関、商法からの例外、旧所有者に対する代償等が、定められている。したがって、最初の4章は民営化の準備段階についての規定が

中心となっている。

次の4章は民営化の実施段階についての規定である。民営化の対象および実施方法によって民営化手続・条件が違うので、それぞれについての特別規定が各章ごとに規定されている。第5章「国家・地方自治体の所有である持分・株式の売却」では、持分・株式の取得手続、優遇条件の内容、売却方法、分割支払方式、債権者の参加等が定められている。第6章「国有・市有企業の全体または分離されたその一部の売却」は、商事会社へ形態変更していない場合の企業それ自体の売却方法、従業員の優遇参加条件、その規定の準用に関するものである。第7章「国有・市有企業ならびに分離されたその一部の民営化のための特別な方法」では、一定の条件を付した契約および一定規模未満の製造企業・商事企業の場合の特例、いわゆる「小さい民営化」の条件・手続が定められている。なお、第8章「投資証書」は、投資証書の定義、有資格者、譲渡、使用方法等を定めている。

最後の第9章は、行政処罰に関する規定である。

3 民営化法の特徴

日本のNTTなどのように、民営化における株式の売却は証券取引所を通じて行われるのが一般的であろうが、ブルガリアでは証券取引所を通じては行われていないのが現状である。というのは、ブルガリアでは、資本市場・証券市場が十分に発展していないからである⁽³⁾。したがって、証券市場に向けられた株式の放出という方法は、ブルガリアにおいてははまだ完全に実行できる段階にない。そして、国有企業・市有企業の数が圧倒的に多いので、民営化は株式売却だけではなく、営業譲渡、財産譲渡などの多様な方法が考えられている。また購入者の便宜を考えて、様々な支払方法、当該国有企業の従業員に対する優遇条件による購入および特別な民営化技術が模索されている。

民営化がより迅速に行われるために、まず、国有企業と市有企業の民営化が

(3) 1995年7月の「有価証券、証券取引所、投資会社に関する法律」の採択以前に、いくつかの私設の取引所の登録がなされたものの、国有企業等の株式の大量放出の受け皿となるべき証券市場の整備はいまだ十分ではない。1997年10月21日に最初の公的な証券取引所がその活動をスタートし、その日に8分だけで行われた取引の結果、取引所による株式の売出に関する興味が十分あるということを示した。しかしながら、取引がコンピュータで行われた事実を考えると、この証券取引所はもっぱら店頭取引所に近いものであるといえる。

区分されている。そして、民営化の決定・実施はそのための一つの特別機関に集中するのではなく、企業の営む事業の分野によって、また企業の規模によって、異なった民営化決定実施機関が行う。すなわち、内閣、当該企業が管轄する省、委員会、内閣により指定された機関がそれである⁽⁴⁾。このような機関は、管轄する企業の民営化実施だけではなく、企業の商社会社への形態変更をも担当している。すなわち、民営化法では、「民営化」と「会社化」が明確に区分されており、「民営化」の概念は企業の「私有化」と結び付けて理解されているのに対して、国有企業等の「会社化」は株式の譲渡方法で行われる民営化の前提条件であると理解されているのである。

ブルガリアにおける国有企業の民営化は、有償方法で行われるか、無償方法で行われるかによって、大きく市場民営化または大衆民営化に区分することができる。それぞれ、民営化手続、条件、参加者等が異なる。市場民営化の手続の概略を述べれば、次のようになる。すなわち、①年次プログラムにおいて企業名が明示されている国有企業だけではなく、法定の民営化提案者から民営化決定機関に対して具体的な民営化の提案がなされた国有企業について、所定の民営化決定機関により民営化決議⁽⁵⁾がなされる。その民営化決議から具体的な民営化手続が始まる。②売却の「開始価格」⁽⁶⁾を決定するために、当該企業財産の評価が法定の手続に従って実行される。③具体的な売却実施の条件、開始日、手続等が決定され、公表される。④先に決定された民営化方法⁽⁷⁾が具体的に実施に移される。⑤民営化のための様々な移転契約を総称した「民営化契約」が締結される。⑥その契約の履行状況に関する監督などがなされる。

国有企業等の民営化にあたり、国家は、民営化対象企業の重要性の度合や、その規模などを考慮して、その方法・技術を選択する。企業が会社化されているかどうかによって、財産の譲渡または株式・持分の譲渡の選択が可能である。購入者を定める技術として認められているのは、公開売却、公開競売（オークション）、公示競争入札（テンダー）、潜在的買主との直接交渉、中央公募（中央公開売却：1998年改正で追加された）である。民営化が容易に行われる

（４） 特別機関として設置されるのは、民営化庁（第２章）および大衆民営化庁（52条）である。

（５） 決議では民営化対象となる企業名；その所有移転の方法：売買、賃貸借、経営委任；売却実施の方法：競売、入札、相対交渉などが定められる。

（６） 売却の「開始価格」とは、競売、入札、交渉が始まる価格をいう。

（７） それぞれの方法に関する規則に定められた特別の手続が適用される。

ために、立法者は、様々な支払方法を可能にした。たとえば、金銭で支払う場合に外貨で支払うことを認めるほか、国内・対外債務に関し発行された債券での支払を認めた。これ以外に、債権または投資証券を株式に対する支払手段として利用したり、一定の場合において分割支払方式を用いたりできる。現在のところ、それぞれの民営化方法の特徴、企業の重要性、規模、その財務状態を考慮しながら、その企業に最も適当な方法の選択またはその組み合わせが選択されている。

そして、国有企業等の民営化手続においては、すべての自然人および法人に対して平等な条件で譲受人として参加する機会が与えられているが、立法者は、対象企業の従業員、債権者、賃借人、旧所有者、投資証券をもって大衆に対して、特殊な参加形態を認めた。

(1) 従業員の参加

A) 株式・持分の購入条件の優遇措置⁽⁸⁾

株式会社形態または有限会社形態を採る民営化対象国有企業の従業員は、他の者に比べて50%の割引がなされた有利な価格で当該企業の資本の20%以内を占める株式・持分を購入することができる。そして、「割引」がなされた対価の総額には最高限度額が定められており、それは、1人当たり、その24ヶ月分の報酬金額とされている。有資格者は民営化法により、また参加の条件および手続は「国家・地方自治体の所有する株式・持分の優遇条件での購入および国家の所有する株式の無償取得の方法・条件に関する規則」により定められている。

B) 従業員等により設立された法人による株式・持分、企業全体または分離されたその一部分の取得

民営化法上、民営化対象企業の従業員が自らの会社の株式を「かたまり」として大量に、または会社化されていない企業それ自体もしくは分離された一部分を取得するためには、別会社を設立しなければならないものとされている。民営化へそのような会社の参加が認められるのには、設立時点で従業員・職員の20%以上の者（株式・持分の取得の場合）、または30%以上の者（企業・分

(8) その特権が認められるのは、当該企業全体が民営化される場合に限られると解されている。具体的に、当該企業の資本の50%超を保有するに至る単独の購入者がいる場合に限って、当該企業の従業員はそのような有利な価格で当該企業の株式・持分を購入することができるのである。しかし、そのような購入予定者は当該企業の経営者や従業員により設立された別会社であっても差し支えない。

離された一部の取得の場合)が、その会社の株式の引受人でなければならない。この場合、出資として投資証書を利用することができる(44条1項2号)。このようにして設立された会社が購入者と認められた場合には、軽減された利息率による10年間の分割支払方式で落札価格を支払うことができるものとされる。この場合にも、投資証書を支払方法として使用することができるが、そのときは分割支払方式を利用することができない。しかし、譲受人は、抵当権を設定しなければならないほか、支払が行われるまでの間は、当該企業の株式譲渡が禁止されるという制約に服する。

C) 一定規模未満の製造企業・商事企業の場合の特例(従業員・賃貸借)

製造部門の国有企業全体またはその分離された一部分の長期的(固定)資産の簿価が1000万レヴァ未満の場合か、商業部門の企業の同様の簿価が500万レヴァ未満の場合には、当該企業の従業員は民営化決定機関の決議を待たず、自分自身が民営化の提案をすることができる。また、法定公表時点での従業員の20%以上の者はまたは彼らだけで設立された別法人の代表者は、企業の購入の希望を述べれば、入札または競売は行われず、交渉のうえで従業員を当該企業の譲受人とすることができる。代金の支払に関する分割払いの定めや、最終の売買価格について「20%の割引」がなされることは、この場合にも認められる。しかし、譲受人は抵当権の設定に加えて、支払が行われて後5年間にわたって当該企業についての転売禁止という制約に服する。同じような条件で、企業の賃借人も当該企業の民営化に参加することができる。

D) 債権者としての参加

従業員はその賃金債権や社会保険その他の対企業債権をもって国有企業の債権者として当該企業の民営化に参加することができる。なお、給料がいまだ支払われていないときは、その代わりに従業員等は追加的投資証書を受け取ることができる。

(2) 債権者の参加

A) 一般債権者の参加

民営化対象企業の債権者は、内閣の定める条件と手続に従って、当該企業に対する債権と引き替えにその株式・持分を取得することができる。内閣により発令された規則により、かかる債権者の範囲は限定されており、それは①当該企業と労働契約を締結し勤務している者、②国家貯金銀行、③商業銀行、および④国家の資本参加が50%以下であり、かつ、金融業を営む企業ではない者であって、それらの者だけが、このような参加の資格をもつものとされている。

このような制度は、企業にとっての負債・債務という他人資本を自己資本に転換させて債務の支払義務を消滅させるものであって、むしろ「赤字企業」の民営化のために導入されたものと考えられる。

B) 国債保有者の参加

他方、国債の債権者もその債権をもって民営化に参加することができる。国内債務および対外債務に関して発行された国債を保有する全ての自然人および法人についても、その国債をもって国家保有である株式・持分や企業の全体または一部の取得の対価とすることが認められている。

(3) 旧所有者の参加（株式・持分の無償取得）

民営化対象企業の固定資産に含まれている不動産の旧所有者は、専門家によりなされた評価額に相当する株式・持分を無償で取得する。

(4) 国民全体の参加（大衆民営化）

ブルガリアでは民営化対象企業の数が圧倒的に多いので、既存の商事会社や経営者・従業員を譲受人とした民営化方法だけでは完全な民営化を実現することは困難である。そこで、以上に述べたように、1994年に民営化法が改正され、「投資証書による民営化」、いわゆる「大衆民営化」が導入された。そして、1998年改正で「投資証書による民営化」が単に民営化の特別方法とされるだけでなく、投資証書自体が他の民営化手段の支払方法として利用できることとなった。国民大衆は手数料を負担するだけで原則として無償でこの投資証書の交付を受けることができる。「大衆民営化」ではその証書をもって株式の購入代金の支払に当てることができるのである。

「大衆民営化」の方法で民営化される企業は、投資証書による民営化プログラムとその一覧表に記載された株式会社に限定されていたが、1998年民営化法改正では大衆民営化のための特別のプログラムが作成されないこととなり、代わりに、中央競売で売却される株式の総額が年次民営化プログラムに含まれるようになった。

投資証書は、個々の証券が発行されない、いわば、代償証書であって、各人が取得できる総額は25万投資レヴァとされている（1998年改正以前には25000投資レヴァであった）。記名式の証書通帳が交付される。前述したように、現行法上は、投資証書を受けた市民は、それを中央競売における株式の取得の際の対価の提供として使用できるだけでなく、いかなる民営化取引においてもその支払手段として、また25条および31条の目的で設立された会社あるいは任意年金基金への出資として使用できる。1回に限り、親戚に譲渡してもよい。市

民は、直接または許可を受けた投資仲立人を通じて、中央競売（中央公開売出）に参加し、値をつける。1998年改正以前には民営化基金⁽⁹⁾への出資として使用できた。しかし、改正法では民営化基金が「有価証券、証券取引所および投資会社に関する法律」の規定に従って投資会社へ組織変更しなくてはならなくなったため、市民は新たに獲得した投資証書をこの投資会社へ出資することが認められるかが問題となった。これについては消極説が一般的である。民営化基金の設立のとき設けられたが第1回の中央競売で使用されなかった投資証書を第2回の中央競売で使用するかどうかについても問題となる。なお、投資会社は自己資本の10%以内を占める価格を証券取引所で売買されていない株式に投資することが認められている（証取法134条2項）。

「大衆民営化」における譲受人と対価の決定は中央競売により行われる。数多くの対象企業の株式の売却が同時に行われる中央競売では、その価格の比較が容易になり、効率的な資金の配分を実現することができるようにと考えられている。大衆がこの中央競売に参加するときには、情報の獲得・評価、投資判断⁽¹⁰⁾の点から、投資仲立人（証券会社）を通じて参加した方が有利である。

投資証書はまた、25条および31条の目的で設立された会社または任意年金基金により民営化における支払手段として使用することが認められている。

「大衆民営化」という政策は、国民全体に民営化への参加について平等な権利を与えるものであり、それによって国有企業の私有化に対する大衆の抵抗が緩まり、社会からの支持を得られるなど、きわめて合理的な方策であるといえる。

民営化法は以上のように国有企業の民営化手続の大枠を定めるものであるため、実際にそれらを適用するための数多くの政令が発されている。以下においては、1992年4月23日に制定され、現在まで何回も改正された「国有企業およ

(9) 民営化基金は、大衆民営化のために「有価証券および証券取引所の委員会」の許可を得て設立される株式会社形態のファンドであり、もっぱら民営化対象企業の株式の取得・保有を目的としていた。

(10) 1998年改正以前に、情報の獲得、危険の分散、資金量の点から、個人レベルで単独で株式を取得するよりも民営化基金による方が有利であると理解されていた。大衆は、交付された投資証書をもって直接民営化対象企業の株式を取得するのではなく、その投資証書の額面金額をもって民営化基金株式を取得することによって、民営化企業の株式の実質的所有を実現するのであった。

び市有企業の形態変更および民営化に関する法律」（1998年4月現在）を全訳するが、ブルガリアの国有企業の民営化手続の全体を理解するには、これら政令にも目を配る必要がある。

なお、（ ）の部分は法律本文にあるものであり、[]の部分は筆者による補足箇所または注である。

II 国有企業および市有企業の形態変更および民営化に関する法律（全訳）

「国有企業および市有企業の形態変更および民営化に関する法律」

（官報 No. 38/1992年5月8日で公告され、官報 No. 51/1994年、官報 No. 45, No. 57, No. 109/1995年、官報 No. 42, No. 45, No. 68, No. 85/1996年、官報 No. 55, No. 61, No. 89, No. 98, No. 122/1997年、No. 39/1998年でその改正および追加が公告された）

第1章 総 則

第1条 (1) この法律は、国有企業の一人商社会社への形態変更およびその民営化の条件および手続を定める。

(2) 国有企業の形態変更は、国家から企業に与えられた財産が商法の規定に従って持分または株式に割り当てられることをいう。

(3) 民営化は、自然人または国家・地方自治体の有する資本参加割合が50%を超えない法人に対して次に掲げるものが移転することをいう。

1 国家および地方自治体が保有する商社会社の持分および株式

2 企業全体の所有、分離されたその一部分の所有、企業を清算する旨の決議がなされたときは、その企業の〔営業用〕財産の所有、または未完成の建設施設の所有

3 国有企業または市有企業〔資産〕に組み込まれておらず、事業活動のために利用されており、かつ、住居に使用されていない市有の財産（商店、修理屋、倉庫、作業所など）。

（1994年、1997年、1998年改正）

第2条 (1) 民営化は、内閣〔閣僚会議〕の定める手続に従って作成さ

れ、内閣により承認されたプログラムに基づいて実行される。

(2) 各年次民営化プログラムには、次に掲げるものが含まれる。

- 1 民営化対象国有企業の最低数および優先的な目的を含む、当該年度の最低民営化目標
- 2 民営化からの予測収入〔歳入〕額および本法〔の目的〕に適合するその収入の使用方法
- 3 民営化の実行から生じうる支出
- 4 民営化プログラムの有効期間中に全体的または部分的な民営化が禁止される事業部門〔の一覧表〕および／または企業の一覧表
- 5 中央競売による民営化の対象となる株式の額面総額
- 6 地方自治体の民営化政策に関する一般的指針

(3) 〔年次民営化〕プログラムは、前年の10月31日までに内閣により国民議会に提出され、国民議会は、予算法を採択する前に、これを審議し、採択する。

(4) 内閣は、毎年2月28日までに民営化プログラムの実施に関する報告を国民議会に提出する。

(5) 年次民営化プログラムの採択は、民営化対象企業が〔本条〕第2項第4号の一覧表に記載された場合を除いて、実行された民営化取引の効力が発生するための条件ではない。

(6) 採択された民営化プログラムは、次年次のプログラムの採択まで効力を有する。

(7) 採択された年次民営化プログラムにおける最低民営化目標、指数および範囲を達成するために、第3条第1項第2号から第4号までに該当する機関は、個別の年次プログラムを採択する。

(8) 削除

(9) 削除

(10) 内閣は、国家債務の縮小のための資金を供給するため、および銀行における自然人と法人の貯金と口座の国家保障のための基金を補充する目的で、民営化される国家企業の一覧表を確定する。この一覧表には〔本条〕第2項第4号の一覧表に記載された企業は記載されてはならない。

(1994年および1995年〔官報 N. 109〕, 1996年〔官報 N. 85〕, 1997年,

1998年改正)

第3条 (1) 国有企業または市有企業の民営化のための決議は、次の機関によりなされる。

- 1 内閣により指定された国家機関：固定資産の簿価が1997年12月31日まで3億5000万レヴァを超えない国有企業、このような〔固定資産簿価が3億5000万レヴァを超えない〕商事会社における国家保有の株式または持分、または未完成の建設施設の場合
- 2 民営化庁：固定資産の簿価が1997年12月31日まで3億5000万レヴァを超える国有企業、およびこのような商事会社における国家保有の株式または持分の場合
- 3 内閣の承認を経て、民営化庁：内閣により年次民営化プログラムに記載された国有企業およびこのような商事会社における国家保有の株式または持分の場合
- 4 当該地方自治体議会：地方自治体の所有である企業、および商事会社における地方自治体の保有である株式または持分、ならびに地方自治体企業の資産に組み込まれていないが、事業活動のために使用されている地方自治体の住宅でない財産の場合

5 削除

(2) その他の国有企業もしくは市有企業または一人商事会社により保有されている株式または持分が民営化の対象になる場合には、内閣または当該地方自治体は、商法第149条から第151条までおよび第199条から第203条までの規定に従って、民営化された資本参加割合（株式または持分）の簿価の金額を後者〔国有企業、市有企業、一人商事会社〕の資本から減額する。

(3) 第1項に定める各機関は、国有企業または市有企業の民営化取引を準備し、実行し、または他の者にそれを委任する。本条第1項に定める機関と委任を受けた者との関係および代理権限の範囲は、契約で定めることができる。

(4) 第1項に定める決議は、官報および少なくとも二つの日刊新聞紙により公表される。

(5) 削除

(6) 削除

(1994年, 1995年 [官報 N. 109], 1996年 [官報 N. 45, N. 85], 1997年 [官報 N. 89], 1998年改正)

第4条 (1) 次に掲げる者は, 前条に定める決議のための提案をすることができ。

- 1 商事会社へ形態変更した, または形態変更していない企業の経営機関
- 2 当該企業の少なくとも20%を占める従業員
- 3 第3条の機関とされていない場合において, 民営化庁
- 4 地方自治体の管轄地域内に所在する国有企業および分離された一部分に関して, 地方自治体議会
- 5 第35条に該当する者

(2) 第3条に該当する機関は, 前項に従ってなされた提案について, [その提案の提出の日から] 1ヵ月以内に決定をしなければならない。提案を拒否する場合には, その理由を明示しなければならない。

(1994年改正)

第4a条 第3条第1項第1号から3号までに該当する機関は, 民営化決議において, 当該国有企業の経営機関が民営化取引の実行のために必要な書類および情報を提出すべき期間を定める。(1995年改正 [官報 N. 109] で追加された)

第5条 (1) 本法で別段の明確な定めがない限り, 全ての自然人および法人は, 平等な条件で民営化に参加する権利を有する。

(2) 次に掲げる者は, 優遇条件で民営化に参加する権利を有する。

- 1 民営化決議の公表日の前に少なくとも2年間当該民営化対象企業で働いていた職員
- 2 民営化決議の公表日から遡って14年以内に「労働法典」および「ブルガリア共和国の防衛と軍隊に関する法律」に定める手続に従って当該民営化対象企業との労働関係が停止されたが, [その間] 少なくとも2年間は当該企業で働いていたことのある者。但し, 懲戒解雇された職員, および復権した場合を除く財産犯罪の判決を受けた職員は, 除かれる
- 3 民営化決議の公表日から遡って10年以内に当該民営化対象企業の職員として年金退職したが, [その間] 少なくとも3年間は当該企業で働いていたことのある者。本号の制約は, 当該企

業との労働契約の実行中に受けた負傷によって全部または部分的身体障害者として登録された職員に対しては、適用されない

- 4 労働契約に基づくものではないが、民営化決議の公表日の前に1年以上にわたって当該民営化対象企業の経営者または監査役、取締役会の構成員または経営理事会の構成員であった者

(3) 前項の優遇条件で〔民営化に〕参加する権利は、ブルガリアに国籍および定住地を持つ者のみにより、一回に限って行使される。

(4) 削除

(5) 国債の保有者は、その債権をもって、内閣により定められた手続に従って、民営化に参加する権利を有する。

(1994年, 1995年 [官報 N. 109], 1997年 [官報 N. 89], 1998年改正)

第6条 (1) 本条第5項および第6項ならびに第2条第10項の企業を除いて、国有企業の民営化による収入は、大蔵大臣により管理される国家予算外の特別の口座に振り込まれる。その口座の金額は、次のように配分される。

- 1 国有企業民営化費用填補基金を補充するために10%。この収入の一部を、〔その基金の〕固定または流動の有形資産の購入のために費やすことができる。その基金に振り込まれた金額の4%を、第3条第3項に定める手続に従って委任を受けた経営者の報酬のために費やすことができる
- 2 国民環境保存基金を補充するために5%
- 3 農業国家基金に26%およびたばこ基金に4%
- 4 再編成開発基金に33%
- 5 社会保障基金に20%
- 6 文化省に属する創意基金に2%

(2) 市有企業の民営化による収入は、次のように配分される。

- 1 市有企業民営化費用填補基金を補充するために9%。この収入の一部を、〔その基金〕固定または流動の有形資産の購入のため、および地方自治体議会に属する民営化局の維持のために費やすし、その基金に振り込まれた金額の2%を、第3条第3項に定める手続に従って委任を受けた経営者の報酬のために費やすことができる
- 2 地方自治体環境保存のための基金を補充するために5%

3 残部の86%は、当該地方自治体議会により管理される特別基金に組み入れ、その基金の金額は、優先的に、投資目的、未完成の建設施設のための債務のおよび市有企業の支払不能債務の弁済のために使用される。この金額は、日常支出に使用することはできない。

(3) 交渉、価額の支払およびその他のいかなる債務の金銭での支払ならびにいかなる民営化取引に関する支払も、これを外貨ですることができ。

(4) 第2条第10項の一覧表に記載された国有企業の民営化による収入の96%は、歳入の内訳に組み入れ、国家債務の縮小のため、および銀行における自然人と法人の貯金と口座の国家保障基金を補充するために使用される。残部の4%は、国有企業民営化費用填補基金に振り込まれる。

(5) 国防省の管轄にある企業の民営化による、および国防省が国家の所有権を代理する商社会社の株式・持分の売却による金銭収入の96%を占める金額は、国防省の防衛基金に振り込まれる。残部の4%は、国有企業民営化費用填補基金に振り込まれる。

(6) 内務省の管轄にある企業の民営化による、および内務省が国家の所有権を代理する商社会社の株式・持分の売却による金銭収入の96%を占める金額は、内務省の「秩序と安全基金」に振り込まれる。残部の4%は、国有企業民営化費用填補基金に振り込まれる。

(1994年, 1995年 [官報 N. 57と官報 N. 109], 1996年 [官報 N. 45, N. 85], 1997年 [官報 N. 89], 1998年改正)

第6a条 (1) 国有企業の民営化過程を伴う行為から生ずる収入およびそのような[国有]企業の民営化に関する契約[の不履行]から生ずる損害賠償金額は、次のように配分される。

- 1 売却・競売の資料に関する覚書、細目および条件からの収入、広告、出版からの収入、ならびに競売、入札または潜在的買い主との交渉後契約の不締結のために違約金として保留された手付金などは、国家予算外の特別口座に振り込まれる
- 2 承諾のある投資の不履行から生じた損害賠償金額は、再編成開発基金に振り込まれる
- 3 承諾のある新職場が開始されないことから生じた損害賠償金

額は、社会保障基金に振り込まれる

- 4 債務の不履行に関する制裁金は、民営化契約に記載がある限り、歳入の内訳に振り込まれる

(2) 市有企業の民営化過程を伴う行為から生ずる収入およびそのような「市有」企業の民営化に関する契約「の不履行」から生ずる損害賠償金額は、次のように配分される。

- 1 売却・競売の資料に関する覚書、細目および条件からの収入、広告、出版からの収入、ならびに競売、入札または潜在的買い主との交渉後契約の不締結のために違約金として保留された手付金などは、市有企業民営化費用填補基金に振り込まれる
- 2 民営化契約により負担された債務の不履行に関する制裁金は、第6条第2項第3号に従って設置され、当該地方自治体議会が管理する特別基金に振り込まれる

(1997年「官報 N. 89」改正で追加され、1998年に改正された)

第7条 (1) 国有企業民営化のためになされた費用の填補のために、第3条第1項第1号または第2号に該当する機関に属する基金が設置される。このような基金の金銭は、内閣の定める条件および手続に従って費やされる。

(2) 基金の財源は、次に掲げるものとする。

- 1 削除
- 2 第6条1項1号の定める金額
- 3 第6 a 条1項の定める金額

(1994年、1997年「官報 N. 89」, 1998年改正)

第8条 削除 (1997年改正)

第9条 (1) 本法に別段の定めがない限り、国有企業の民営化のための条件および手続は、市有企業についても適用される。

(2) 地方自治体の行政機関は、3ヵ月毎に、本法の手続に従ってなされた売却、および民営化のために受けた提案および決定した決議についての説明書を民営化庁に郵送する。

(1994年改正)

第9 a 条 (1) 戦争および緊急状態のときに国を支援する義務のある国有企業、市有企業、および形態変更した商事会社を民営化する場合に、その義務負担が撤廃されるまでの間は、「その企業の」買い主はその

義務を負わなければならない。

(2) 第 1 項のいう義務は、指定された国家機関（市機関）のみがこれを撤廃する。

（1997年改正で追加）

第 2 章 民営化庁

第10条 (1) 国有企業の民営化を準備しおよび監督するため、ならびに本法に定められた場合の民営化を実行するために、内閣に属する国家機関として民営化庁が設置される。

(2) 民営化庁は、国家資金をもって設置される法人である。所在地はソフィアとし、地方に支所を置く。

(3) 民営化庁のための国家資金は、国有企業の民営化に関連する収入および費用とに分離される。

（1995年〔官報 N. 109〕, 1998年改正）

第11条 民営化庁の管理機関は、

- 1 監事会
- 2 業務部長

とする。

第12条 (1) 監事会は、7人で構成する。そのうち4人は国民議会により任命され、3人は内閣により選任される。

(2) 監事会の構成員は、次の場合においては、それらを任命または選任した機関により必ず解任されなければならない。

- 1 本法に違反したとき
- 2 刑法上の故意犯をし、それに関して判決が発効したとき
- 3 その義務を遂行することが不可能なとき

(3) 前項の場合以外に、民営化庁の監事会の構成員は、それらを任命または選任した機関の決議によって解任される。

(4) 第 2 項および第 3 項の場合ならびに監事会の構成員の辞任または死亡の場合には、この構成員を任命または選任した機関は、その後任を任命または選任する。

(5) 監事会の構成員は、その中から会長を選任する。会長は、監事会の会議を招集、主宰する。

(6) 監事会の構成員の報酬は、内閣により定められる。彼らは、民営

化庁におけるその他の職務に就いてはならない。

（1994年および1996年〔官報 N. 85〕改正）

第13条 監事会は、次に掲げる権限を有する。

- 1 民営化庁の内部規則を作成し、承認のために内閣に提出すること
- 2 本法に従う民営化庁の活動の主要方針を定めること
- 3 民営化庁の年次予算案および民営化庁の民営化プログラムの年次実施報告を承認すること
- 4 民営化庁の内部規則に定めた価格以上の民営化取引を承認すること
- 5 民営化庁の職員の報酬を含めて、その任命の条件と一般的ルールを作成すること
- 6 3ヵ月毎に民営化庁の活動に関する業務部長の報告を承認すること
- 7 業務部長を選任および解任し、その報酬を定めること
- 8 地方支所の所在地を決定し、その支配人を承認すること

（1996年〔官報 N. 85〕改正）

第14条 (1) 業務部長は、次に掲げる権限を有する。

- 1 法律および監事会の決議に従って民営化庁の活動を調整および指導すること
- 2 民営化庁を代表すること
- 3 他の者に一定の行為をする権限を委任すること

(2) 業務部長は、その他の有償の職務に就くことおよび研究または協議のためを除いて、民事契約により報酬を受けることができない。

第15条 (1) 民営化庁の監事会の構成員、業務部長、地方議会の議員および地方議会の経営・監督機関の構成員、地方議会に属する民営化実行機関の構成員、第3条に該当するその他の機関とその構成員、ならびにその者らの家族は、第5条第2項の場合の優遇条件で参加する権利があるときまたは中央競売に参加する場合を除いて、彼らが任期中に企業の民営化取引の準備・締結に参加したときは、任期中および任期後1年以内においては、その企業の財産、持分または株式を取得する権利がない。

(2) 第3条に該当する機関により、職務上または契約に基づいて、交

渉、競売 [オークション] および入札 [テンダー] の実行、[企業の] 法的分析、評価または鑑定を担当させられた者およびその者の家族は、民営化取引から 3 年以内においては、民営化した企業の財産、持分または株式を取得する権利を有しない。

(1995 年 [官報 N. 109], 1998 年改正)

第 3 章 企業の評価

第16条 (1) 本法の下で民営化する企業の評価は、民営化庁の許可証を受けた独立のブルガリアまたは外国の専門家または専門会社によりなされる。専門家は、評価をするために必要な情報および書類を利用する。

(2) 民営化対象企業の評価の手続および方法は、内閣により定められる。

(3) [企業の] 売却が潜在的買い主との直接交渉により行われる場合および第35条の規定に従って行われる場合においては、評価は、強制的である [必ず行われなければならない]。

(1994 年, 1997 年 [官報 N. 89], 1998 年改正)

第 4 章 国有企業の形態変更

第17条 (1) 国有企業の一人商事会社への形態変更は、内閣または内閣が指定する機関により行われる。

(2) 国有企業の固定資産の簿価が 3 億 5000 万レヴァを超える場合には、[その企業の] 形態変更は、その [指定] 機関の提案をもって内閣により行われる。[指定機関は、] 提案を [内閣に対して] 提出する前に、民営化庁の意見を受けなければならない。民営化庁は、提案を受領したときから 1 ヶ月以内に意見書を出さなければならない。

(3) 商法第72条および第73条は、国家または地方自治体の資本参加が 50% 以上である商事会社へなされた国家または地方自治体の現物出資については適用されない。このような商事会社の資本に対する国家の現物出資の評価は、内閣により定められた手続に従って行われ、長期的 [固定] 有形資産はその簿価で計算される。

(4) 商法第72条および第73条は、民営化した商事会社が民営化取引から 12 ヶ月以内に他の種類の商事会社へ組織変更する場合には適用され

ない。「純資産」方式で行われた民営化〔企業の〕評価は、所定の手続に従って第3条に該当する機関により承認された場合には、組織変更における現物出資の評価として認められる。

（1994年、1995年〔官報 N. 109〕、1997年改正）

第17a 条 国有企業が国家企業一人商事会社へ形態変更する際に企業に管理が移された財産は、形態変更書に特段の定めがない限り、形態変更により新会社の所有に移転される。

（1994年追加）

第18条 (1) 国家不動産法第26条（官報 N. 300/1948年で公告され、官報 N. 173/1949年でその改正が広告され、官報 N. 92/1951年で削除された）および所有法第101条に従って国有化されたものを除いて、1946年から1962年までの間に法律、法令または政令の下で国有化された不動産の所有者は、その不動産が実際に存在し、国有企業および市有企業の長期的〔固定〕資産の一部に組み込まれている場合には、その企業について創立された会社に対して応分の持分または株式を取得する。その〔取得の〕割合は、会社の財産の簿価で定められ、有償方法で行われる民営化のための〔手続が開始され、〕評価が承認された場合においては、承認のあるその評価により定められる。所有者は、企業の形態変更の前または後にその請求をすることができる。その請求は、国有企業の場合には不動産が所在する地方自治体の議会を通じて内閣に、または市有企業の場合には地方自治体の議会に対して、1994年9月30日までに提出される。

(2) 国有企業および市有企業が建設された土地の所有者もまた前項の権利を有する。但し、建設の前にその土地が協同組合農業団体〔コルホーズのような団体〕、国家農業団体またはそのような団体の下で成立した組織へ〔財産として〕与えられた場合に限る。

(3) 不動産が所在する地方の自治体議会は、民事訴訟法典の手続に従って、所有者にその不動産の評価〔内容〕を通知する。その評価〔に対する異議〕は、通知の受領の日から14日以内に郡裁判所に訴えることができる。

(4) 第1項および第2項の規定は、不動産の所有者が金銭でその対価または同様の価値がある他の不動産を代償として受けた場合には、適用されない。

(1994年および1996年 [官報 N. 45] 改正)

第5章 国家および地方自治体の所有である持分および株式の売却

第19条 削除

(1994年改正)

第20条 (1) 持分および株式の売却の方法は、第3条に定める機関の決議により定められる。

(2) 売却が直接交渉の方法で行われる場合には、第1項の決議において申込書の提出の条件および期間が定められる。

(3) 第1項の決議は、官報および少なくとも二つの日刊新聞紙において公表する。

(1994年, 1997年改正)

第21条 (1) 国家または地方自治体の資本参加が50%を超える商事会社については、民営化決議がなされた後に第3条に定める機関が許可をした場合を除いて、当該企業の資産の処分取引、資本参加、賃貸借、協同活動、債務に関する担保および借入金のための契約の締結が禁止される。

(2) 民営化決議がなされた後においては、民営化する企業の形態変更または解散は、破産の状態の公表の場合を除いて、第3条に定める機関の許可のみをもってすることができる。

(3) 削除

(1994年, 1995年 [官報 N. 109], 1996年 [官報 N. 45], 1997年 [官報 N. 89], 1998年改正)

第22条 (1) 株式会社へ形態変更した国有企業および市有企業の民営化については、第5条第2項に該当する者は、国家および地方自治体が保有する株式の20%以内を優遇条件で購入する権利を有する。

(2) 株式の売却は、内閣が定める手続に従って計算した株価の50%の価額でなされる。

(3) 優遇条件で株式を購入するときの割引総額は、一人当たりにつき、民営化する企業により引き受けられた最後の24ヵ月の報酬を上回ってはならない。

(4) 前項の報酬の金額は、株式の売却の最初日における消費価格の指数により修正する。ただし、その金額は、最後の24ヵ月間の国の平均

給料を下回ってはならない。

(5) 優遇条件で株式を購入する権利は、株式の売却の最初日から3ヵ月以内に行使する。その目的のために分与された株式の数は、それがその期間内に完全に売却されない場合は、一般の方法で売却される。第1項により売却された株式は、記名株式でなければならない。

(6) 削除

(1994年, 1996年 [官報 N. 45], 1997年改正)

第23条 (1) 有限会社へ形態変更した国有企業および市有企業の民営化については、第5条第2項に該当する者は、会社の資本の20%を超えない共同持分を優遇条件で購入する権利を有する。その者は、有限会社における共同持分を購入する希望を宣言する。

(2) 第1項の共同持分の割合、その処分の方法および各共同持分保有者が払い込むべき金額は、共同持分の購入に参加する希望者による総会の場で定められる。このような持分の購入は、第22条第5項の手続に従って行われる。

(3) 第1項の持分の売却は、内閣が定める手続に従って計算した価額の50%の価額でなされる。

(4) 優遇条件で持分を購入するときの割引総額は、第22条第3項および第4項の方法に従って計算した本条第2項に該当する者の給料の総額を上回ってはならない。

(1994年改正)

第23a条 削除

第23b条 削除

第24条 第5条第2項に該当する者が国家および地方自治体の所有である持分または株式を優遇条件で取得する権利の行使の条件および手続は、内閣により定められる。

第25条 (1) 国家および地方自治体が所有する株式は、次に掲げる方法で売却することができる。

- 1 公開売出し
- 2 一かたまりの株式の公開競売
- 3 申し込まれたテンダーによる公示競争入札
- 4 潜在的買い主と交渉された直接の譲渡
- 5 中央公募

(2) 有限会社における国家および地方自治体の所有である持分は、次に掲げる方法で売却することができる。

- 1 公開競売
- 2 申し込まれたテンダーによる公示競争入札
- 3 潜在的買い主と交渉された直接の譲渡

(3) 第1項および第2項に従って定められた購入者が法人であり、かつ、その社員、株主もしくは協同組合員が当該民営化対象商社会社の従業員のみである場合、労働契約のない経営者および監査役または取締役会の構成員または監査役会もしくは経営理事会の構成員または第5条第2項に該当する者のみである場合、または発明者であり、その発明が当該会社により導入または利用されたものである場合には、その購入者は、次のような分割支払条件で株式または持分を取得する権利を有する。

- 1 契約の締結の時点で支払うべき最初の支払価額は、[企業の落札] 価額の10%であること
- 2 第1年目は支払が行われず、かつ、最長の支払い期間を10年とすること。ただし、購入者の承諾があれば、その期間は短くすることができる
- 3 支払われていない部分につき、第1年目には増加しないこと。第1年目が経過した後においては、残部は契約の締結日から相当の期間の平均利子率の50%で増額される。その期間は契約で定められ、4年間を超えてはならない
- 4 購入者は、売主の許可がない限り、購入額の総額を支払うまでに、民営化された商社会社の株式または持分を譲渡してはならないこと
- 5 だれも直接または関係にある者を通じて間接に法人の資本の3分の1以上を保有してはならないこと

(4) 第3項の分割支払の適用は、第3項の法人の設立の時点で民営化する企業の労働者および職員の少なくとも20%がその法人に参加した場合、かつ、当該民営化対象企業が第2条第10号の一覧表に記載されていない場合に限られる。第3項の会社は、無記名式の社債または無議決権株式を発行してはならない。分割払権は、第3項の法人の株式または持分の3分の1以上が第5条第2項に該当する者以外の者に譲

渡された直後に消滅する。

(5) 第3項の場合には、支払われていない価額の部分については、担保権が設定されなければならない。担保権の設定およびその解除には国家の課税はなされない。

(6) 民営化庁以外の第3条に定める機関は、民営化庁の許可がある場合を除いて、国家の所有である株式を公開売出によって売却することができない。

(7) 削除

(8) 株式の売却のための中央公募の準備および実施についての手続は、内閣により定められなければならない。

(9) 第1項第5号に従って行われる売却の場合においては、第3項の条件は、適用されない。

(1994年, 1995年 [官報 N. 109], 1996年 [官報 N. 45] および1997年 [官報 N. 89], 1998年改正)

第26条 (1) 国家または地方自治体の所有である持分または株式の売却の際には、列挙された方法のいくつかを同時に用いることができる。売却は、いくつかの段階で行うことができる。

(2) 国家または地方自治体の所有である株式の売却と同時に、商法の規定に従って [新株発行により] 資本を増加させることができる。

(1994年改正)

第27条 潜在的買主との交渉が始まる時点の株式の最初売却価格は、企業の資産の評価に基づいて定められる。

(1997年改正)

第28条 内閣は、形態変更した企業の持分または株式の売却の際に、潜在的買主に開示しなければならない情報を定める。

第29条 (1) 削除

(2) 民営化した企業の債権者は、内閣により定められる条件および手続に従って、企業への債権と引き替えに持分または株式を取得することができる。

(1994年および1997年改正)

第 6 章 国有企業および市有企業の全体または分離されたその一部分の売却

第30条 (1) 国有企業および市有企業または分離されたその一部は、予め商事会社へ形態変更していないときには、第35条の場合を除いて、潜在的な買主との交渉、公開競売または入札によって売却される。

(2) 内閣は、競売および入札が行われるための条件および手続を定める。

(3) 形態変更していない国有企業または市有企業、および分離された企業の一部分ならびに国家または地方自治体の所有である未完成の建設施設の民営化の場合においては、第3条に定める機関は、購入者に対して、土地およびその他の不動産に対する所有を含め、その所有を譲渡することができる。所有の譲渡に関する契約においては、必ず、当該不動産に関して譲渡される物権の種類を記載しなければならない。

(1994年改正)

第31条 (1) 第30条に従って定められた購入者が法人であり、かつ、その社員、株主もしくは協同組合員が当該民営化対象商事会社の従業員のみである場合、労働契約のない経営者および監査役または取締役会の構成員または監査役会もしくは経営理事会の構成員または第5条第2項に該当する者のみである場合、または発明者であり、その発明が当該会社により導入または利用されたものである場合には、その購入者は、その価格を第25条第3項の条件に従って支払う。

(2) 第1項による分割払は、当該民営化対象商事会社の労働者および職員の30%以上の者が第1項の法人に参加する場合に適用される。

(3) 国有企業の分離された一部分は、当該民営化対象商事会社の労働者および職員の30%以上の者が第1項の法人に参加する場合に限って、第1項の規定に従って購入することができる。

(4) 第1項に該当する者は、分離された企業の部分の一つだけを第1項から第3項までの条件に従って購入することができる。

(5) 第1項から第4項までの規定は、国有企業または市有企業の長期的有形資産の運営の場合には適用されない。

(1994年および1997年 [官報 N. 89], 1998年改正)

第32条 本章の規定は、破産による清算の手続が行われている場合を除いて、清算中である会社の財産に対しても適用される。

（1997年改正）

第33条 国家または地方自治体の一人商事会社の一部分は、分離することと条件に、本章の規定に従って売却することができる。

（1994年改正）

第7章 国有企業および市有企業ならびに分離されたその企業の 一部分の民営化のための特別な方法 （官報 N. 51/1994年でその改正〔新設〕が公告された）

第34条 (1) 国有企業および市有企業、またはその企業の分離された一部分は、次に掲げる方法で民営化することができる。

- 1 〔将来、当該企業を〕 買い取ることを条件とした25年以内の営業賃貸借契約
- 2 〔将来、当該〕 企業を買い取ることまたは〔当該企業を代理して〕 第三者に当該企業を売却することを条件とした経営委任契約
- 3 〔所有権留保を伴う分割支払を〕 条件とした〔当該企業の〕 売却契約
- 4 事業目的の留保、労働人数の留保、一定の設備投資、一定の業績の達成などのような停止条件または解除条件を付した〔当該企業の〕 売却契約

(2) 国家または地方自治体が資本の単独保有者ではない国有企業および市有企業の分離された一部分の民営化決議は、当該企業の経営がなされて後はじめて決定される。

(3) 本章の購入契約は、入札または交渉を経て締結される。

(4) 第3条に定める機関は、第1項の取引の対象である企業の法人格を廃止することができる。

（1994年、1997〔官報 N. 122〕年改正）

第35条 (1) 国有企業および市有企業ならびに分離されたその一部分は、入札または競売によらずして、次の者がその評価額で購入することができる。

- 1 民営化対象企業または分離された一部分の従業員または第5

条第 2 項に該当する者。但し、その企業で働いている 20% 以上の者が民営化に参加を希望する場合、およびその者のみにより設立された法人〔が民営化に参加する場合〕に限る。

2 1990年10月15日以降、遅くとも1993年10月15日まで締結された契約テナントまたは賃借人。但し、契約の期限の長短にかかわらず、その賃貸借関係が民営化提案の提出の日に存在している場合に限る。

(2) 第 1 項第 1 号および第 2 号の場合の民営化提案が明示または黙示に拒否され、その拒否を取り消す判決が発効した場合には、第 3 条に定める機関は、判決後 2 ヶ月以内に、民営化手続を開始し、民営化のために必要な準備を行い、および有資格者に対しその企業の売却の申し込みをなす義務を負う。

(1995年〔官報 N. 109〕, 1996年〔官報 N. 45〕, および1997年改正)

第36条 第35条の民営化の場合には、製造部門の企業または分離されたその一部分の長期的〔固定〕資産の簿価は、提案の受理日において、1000万レヴァ、商業部門のそれは、500万レヴァを上回ってはいけない。

(1994年〔官報 N. 54〕追加, 1998年改正)

第37条 (1) 評価は、第16条の規定に従ってなされる。

(2) 貸主の方からなされ、または支払われた場合を除いて、改良された部分は、評価されず、また価格に含まれないこととする。

(1994年〔官報 N. 54〕追加)

第37a条 (1) 第35条の提案は、遅くとも1996年6月30日までに提出されたときは、第3条に定める機関が、これを審議するために受理する。

(2) 同じ企業または分離された一部分について第35条の提案〔申出〕が複数競合した場合には、企業の一部分のみを購入したい者より企業全体を購入したい者の提案が優先する。

(3) 同じ企業または分離された一部分について第35条の提案の複数が出された場合には、提案者間で書類に基づく内部的入札が行われる。その入札の実施の条件および手続は、第3条に定める機関により決定される。

(1995年〔官報 N. 109〕追加)

第38条 (1) 第35条に該当する者によりなされた民営化のための提案が

本法および年次民営化プログラムの要求に違反するとき、または内閣により承認された一覧表に含まれる企業の全部もしくは分離された一部分に関して提案であるときは、第3条に定める機関は、当該民営化提案を拒否する。一覧表には、企業および分離された一部分を総括的に記載しても差し支えない（事業部門別、製造・商業部門別など）。一覧表は、官報で公告され、必要に応じて変更することができる。

(2) 第35条の提案に対して第3条に定める機関が拒否した場合は、または本法の定める期間中に判断しなかった場合は、[不服がある者は]行政訴訟法の手続に従って上訴することができる。この訴訟の手数料は、免除される。

(1995年 [官報 N. 109] 改正)

第39条 (1) 所有の譲渡は、定められた価格で購入する旨の提案者による書面承諾が受領された日から1ヵ月以内に行われる。

(2) 不動産の物権が譲渡される場合には、企業または分離された一部分の購入価格の完全な支払がなされるまで間は、売主のために当該不動産に対して抵当権が設定される。

(3) 法律上の抵当権の[公証人による]記載は、第3条第1項から第4項までに定める機関からの売買契約が添付された通知に基づいてなされる。記載手続については、免税される。

(1995年 [官報 N. 109] および1996年 [官報 N. 45] 改正)

第40条 (1) 第35条に該当する者は、[当該企業を]分割支払方式で購入することができる。支払方法は、次のように行われる。

- 1 製造部門の企業および分離されたその一部分の場合には、6年間の年賦払いとし、最初の支払価格は企業の購入[評価]額の10%とし、第1年目の支払を免除する
- 2 商業部門の企業および分離されたその一部分の場合には、5年間の年賦払いとし、最初の支払価格は企業の購入[評価]額の30%とする
- 3 購入価格のうちいまだ支払われていない部分については、毎年3月31日までの前年の利率の50%が増額される。第1年目に支払われていない部分については、増額されない。購入者が契約の締結日から24ヵ月以内に総額を支払った場合には、そのような増額はなされない。

(2) 毎年の年賦支払額は、分割払い部分を分割払い期間に等分することによって定められる。購入者は、毎年、年賦払額を2回に分けて支払わなければならない。購入者は、支払義務を負わない第1年目を含む分割払いの全期間にわたって、無条件で前払をすることができる。

(3) 購入に参加する第5条第2項に該当する者は、一人当たりにつき、第22条第4項に従って計算され、民営化対象企業により引き受けられた最後の24ヵ月の給料額以内において、購入価格の20%の割引を受ける。

(1995年〔官報 N. 109〕および1996年〔官報 N. 45〕改正)

第41条 (1) テナントまたは賃借人は、第35条の手続に従って、一つの企業または分離された一部分のみを購入することができる。

(2) 第35条の手続に従って購入された企業および分離された一部分は、その購入価格の完全な支払がなされた後5年間はこれを転売することができない。最後の支払いの前においては、その企業または分離された一部分に含まれる財産に対して担保権を設定することができない。

(3) 第35条の手続に従って行われる企業および分離された一部分の購入には、ブルガリアに国籍および定住地を持つ者ならびに外国からの参加のないブルガリア法人のみが参加することができる。

(1995年〔官報 N. 109〕改正)

第42条 第35条の民営化提案の提出手続および企業と分離された一部分の購入の手続は、内閣により定められる。

第8章 投資証書

(官報 N. 51/1994年でその改正〔新設〕が公告され、1998年改正で章名が改められた)

第43条 削除 (1995年〔官報 N. 109〕改正、1998年改正で削除)

第44条 (1) 投資証書は、不存在の〔証券を発行しない〕代償(支払い)証書であり、次に掲げる場合に使用することができる。

1 国有財産に関する民営化取引の枠内での支払いのため

2 第25条第3項および第31条第1項に従って分割支払方式を利用して、国家の保有する株式を取得する目的で設立する会社への出資のため

3 任意年金基金に関する相当の法律の制定後においては、そのような任意年金基金への参加のため

(2) 投資証書は、相続することができる。投資証書は、1回に限り、配偶者、直系あるいは二親等までの傍系親族者にのみ譲渡することができる。但し、投資証書は第25条第3項および第31条第1項の会社に譲渡された場合を除く。

(3) 投資証書がその所有者により第25条第3項および第31条第1項に従って設立される会社への出資のために使用された場合には、1投資証書は1レフに等しい。

(4) 投資証書は市民による任意年金基金に参加するために利用された場合には、1投資証書は1レフに等しい [額として使用されるものとする]。

(5) 第1項の会社および任意年金基金は、投資証書を金銭資産として計算する。

(6) 投資証書は、担保のために使用することができない。

(1995年 [官報 N. 109], 1998年改正)

第44a条 (1) 投資証書による支払いおよびその計算は、内閣により定められた手続に従って行われる。

(2) 本法に定められた場合を除いて、支払い代金として使用される場合には、1投資証書は1レフに等しい [額として使用されるものとする]。

(1998年改正で追加された)

第45条 削除

(1995年 [官報 N. 109] 改正)

第46条 削除

(1995年 [官報 N. 109] 改正)

第47条 (1) 投資証書を取得または処分する権利は、ブルガリア国籍を持っている者に与えられる。18歳に達しているブルガリア人は、発行ごとに25万の投資証書を受ける権利を有する。

(2) 両親の一人または二人とも死亡した18歳未満の子供、養子にされた子供、および両親のいずれもが不明で特別社会所帯に預けられている子供も、第1項の権利を有する。このような投資証書の取得者は、第48条第2項に定める料金 [手数料] を払わな [くてもよ] い。

(3) 養子にされた子供および両親のいずれもが不明で特別社会所帯に預けられている子供が投資証書を取得するための手続、および民営化への参加のための手続は、内閣の政令により定められる。

(4) 1998年12月31日までに給料を受けるべきであったが、この給料が未払いの労働者および職員は、内閣により定められる手続に従って、追加的投資証書を受ける権利を有する。

(5) 刑法典第5章、6章、7章（削除）および第301条から第307条までの一般的計画的犯罪のために有罪の宣告を受けた者は、免罪された場合を除いて、本章の規定に従って民営化に参加する権利を有しない。

(1995年 [官報 N. 109], 1998年改正)

第48条 (1) 投資証書は、内閣の提案をもって国民議会により決定された決議に従って、発行される。

(2) 投資証書の発行およびその処分は、記名式の譲渡不能通帳により証明する。

(3) 通帳は、5000レヴァの料金 [手数料] を払って、発行される。年金生活者、義務年限内兵役者および学生は、1000レヴァの料金 [手数料] を払う。その金額は、国家予算外の特別口座に振り込まれる。

(4) 通帳の発行に際しては、通帳の保有者の名において個人証書口座が開設され、その口座は25万投資証書で確証される。

(5) 通帳の発行のため形式および手続ならびに本法の規定に従って行われる投資証書の処分の手続は、内閣により定められる。

(1995年 [官報 N. 109], 1998年改正)

第48a条 国民議会は、第48条第1項の規定に従って決定した決議において、発行された投資証書の有効期限を定める。

(1996年 [官報 N. 45], 1998年改正)

第49条 (1) 一般公衆は、直接または許可を受けた投資仲立人を通じて、中央競売に [参加し、] 値をつける。

(2) 第25条第3項および第31条第1項に従って設立された会社との間で民営化契約が締結された場合、および中央競売でこのような会社からの申込があった場合には、落札価格またはその一部はこれを投資証書で支払うことができる。この場合においては1投資証書は1レフに等しい [額として使用されるものとする]。第25条第3項および第31

条第1項に従って設立された会社の社員は、売却者により定められた期間内に、購入者である会社に対してその有する投資証券を譲渡することができる。社員の、購入者たる会社に対する出資の割合は、譲渡された投資証券の価値に相当する額で増加する。

(3) 任意年金基金は、国家の有する株式のための民営化取引においてのみ、その受託投資証券を支払い代金として使用することができる。

(1995年 [官報 N. 109], 1996年 [官報 N. 85], 1998年改正)

第50条 削除

(1995年 [官報 N. 109] 改正)

第51条 削除

(1995年 [官報 N. 109], 1996年 [官報 N. 68, N. 85] 改正, 1998年削除)

第51a条 削除

(1995年 [官報 N. 109] 追加, 1997年改正, 1998年削除)

第52条 (1) 内閣に属する大衆民営化庁は、次の権限を有する特別機関である。

- 1 投資証券の発行およびその使用の監督
- 2 第3条に定める機関の権限である株式の売却のための中央競売の準備および管理

(2) 大衆民営化庁は、ソフィアに所在する法人である。

(3) 大衆民営化の予算およびその全体の活動の財源は、国家予算外の口座による。この口座は、次に掲げる金額からなる。

- 1 投資証券の取得、株式の公募の準備および管理、様式の印刷および情報宣伝の活動との関係で行われたサービスに対して支払われた手数料
- 2 国家および国際機構からの支援金

(4) 大衆民営化庁により行われたサービスに対して支払われるべき手数料 [の額] は、内閣により認証された表に従って定まる。

(5) 大衆民営化庁は、内閣により任命される業務部長により指導される。

(6) 内閣は、大衆民営化庁の活動規則を発する。

(1995年 [官報 N. 109], 1998年改正)

第9章 行政処罰規定

(官報 N. 51/1994年でその改正〔新設〕が公告された)

第53条 (1) 民営化決議がなされた企業の役人は、第3条に定める機関またはその機関により代理された者に対して第4 a条および第28条に定める情報を与える義務に違反し、またはその義務を履行しない場合、および本法の施行に関連する政令・規則により生じる義務に違反し、またはその義務を履行しない場合には、その行為が刑事犯罪を構成するか否かを問わず、50万レヴアから100万レヴアまでの罰金が課せられる。

(2) 第1項の違反が評価に重要な変更または違法な民営化取引の締結をもたらした場合には、罰金は100万レヴアから500万レヴアまでとする。

(3) 経過・終末規定 § 15a に定める義務を履行しない役人に対しては、50万レヴアから500万レヴアまでの罰金が課せられる。

(4) 第1項、第2項および第3項に定める〔罰金を課する〕布告は第3条に定める機関により指定された公務員により作成され、懲罰状は第3条に定める機関の長または長が委任した者により発行される。

(5) 違反の確定、布告の作成、懲罰状の発行およびこれに対する不服の申立は、行政違反懲罰法の手続に従ってなされる。

(1995年〔官報 N. 109〕, 1997年〔官報 N. 89〕改正)

追加規定

§ 1 本法において「国有企業」または「市有企業」とは、商事活動を行っており、かつ、その資本の50%超が国家または地方自治体により所有される法人をいう。

(1997年〔官報 N. 89〕改正)

§ 2 本法において「分離された一部分」とは、独立して商事活動をすることができる企業の組織的構造の部分(商店、修理屋、スタジオ、船、工場〔作業所〕, レストラン, ホテルなど)をいう。

§ 2 a 第6章および第7章に定める手続は、未完成の建設施設の民営化にも、国有企業または市有企業に組み込まれておらず、事業活動のために使用されており、かつ、住居に使用されていない市有の財産

（商店、修理屋、倉庫、作業所など）民営化にも、適用される。

（1994年追加，1997年〔官報 N. 89〕改正）

§ 3 第 5 条第 2 項第 1 号に該当し、一時的身体障害のために無給休暇中である者および子供を養育するために休暇中である者ならびに第 5 条第 2 項第 2 号および第 3 号に該当する者の「最後の 24 ヶ月の報酬額」は、その企業の最後の 24 ヶ月の平均給料額と同額とする。但し、その時期の国の平均給料額を下回ってはならない。

（1994年，1995年〔官報 N. 109〕，1996年〔官報 N. 45〕改正）

§ 3 a 本法において「分離された〔企業の〕一部分の従業員」とは、民営化決議がなされる際に、その者の職場がその一部分に含まれる者をいう。「分離された一部分の第 5 条第 2 項第 2 号および第 3 号の定める者」とは、企業におけるその者の最後の職場が分離された一部分に含まれる者をいう。

（1994年追加，1995年〔官報 N. 109〕改正）

§ 3 6 本法において「関係にある者」とは、商法の追加規定 § 1 の者をいう。（1998年追加）

§ 4 本法において「家族」には、配偶者と未成人〔18歳〕の子供が含まれる。

§ 4 a (1) 「国有化された不動産の所有者の補償に関する法律」の規定に従って発行された代償証書および住宅代償証書、また「農業土地の所有の返還およびその使用に関する法律」および「森林および森林基金の土地の所有の返還に関する法律」の規定に従って発行された記名式の代償証書は、本法においては投資証書とみなされる。

(2) 第 47 条第 1 項の制限は、本条第 1 項の代償証書の保有者および第 47 条第 5 項の者に対しては適用されない。

（1998年追加）

§ 5 (1) 本法における取得取引は、偽名または隠し代理人〔藁人形〕によりなされた場合には無効とする。

(2) 前項の取引の対象の所有は、旧所有者に返還され、支払われた金額は国家に没収される。

§ 5 a (1) 使用権の対象である施設を使用し、および／またはそのような事業を営んでいる国家企業の民営化のための提案がなされた場合においては、第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの機関は、該当する

主務大臣に知らせ、当該主務大臣は、3ヵ月以内に必要な行為をし、内閣に対して使用権法第7条の決議をなせるようにするために提案および資料・分析書類を提出する。

(2) 本法の発効日に使用権の対象である施設を使用し、および／またはそのような事業を営んでいる国家企業の民営化のための決議がなされた場合においては、第3条第1項第1号から第3号までの機関は、該当する主務大臣に知らせ、当該主務大臣は、3ヵ月以内に必要な行為をし、内閣に対して使用権法第7条の決議をなせるようにするために提案および資料・分析書類を提出する。

(3) 第1項および第2項の企業の評価には、設定された使用権および使用権料〔プレミアム〕が含まれる。

(4) 使用権の評価、財務状態分析、法務状態分析などがなされていないため、第1項から第3項までの要件が満たされない場合には、使用権契約は、民営化契約の発効後に、使用権法第19条第4項に従って入札または競売を経ずに使用権の追加評価に基づいて締結され、かつ、その使用権契約の効力が民営化契約の実施の直後に生じるとの条件をもって締結される。使用権契約に調印することを拒否したときは、民営化契約を終結させる意思表示とみなされる。

(1995年〔官報 N. 109〕追加, 1996年〔官報 N. 45, N. 85〕, 1997年〔官報 N. 61〕, 1998年改正)

§ 5 6 (1) 民営化法第8章に従って株式の民営化が行われた企業、または本法第18条または協同組合法追加規定 § 1に従って〔民間が〕持分または株式を取得した企業は、使用権が適法に設定されるまでは、使用権の対象である施設の使用権を行使し、および／またはそのような事業を営む。

(2) 主務大臣は、内閣が改正〔官報61号/1997年〕の発効日から3ヵ月以内に、現存するケースを考慮して私的参加について同様な条件の下で前項および使用権法経過終末規定 § 3 第2項に従って当該商事会社に対して使用権を与える決議をなせるようにするために、内閣に対して提案を行う。

(1997年〔官報 N. 61〕改正で追加された)

§ 5 B (1) 使用権法第4条の施設(設備)または同法第5条の営業と技術的に直接関係を有する企業の分離された一部分の民営化は、当該

施設または営業に関する使用権の設定とともに行われる。

(2) 第3条に定める機関は該当する主務大臣に知らせ、当該主務大臣は1ヵ月以内に、内閣が使用権法第7条の規定に従って決議をなせるようにするために必要な書類と分析を添付した提案を内閣に提出する。

(3) 第3条に定める機関は、使用権法第7条の規定に従ってなされた決議の公表日から7日以内に、民営化のための決議を行う。使用権を与える決議のための条件および要件は、民営化に関する書類に記載される。

(4) 施設を使用する権利または指定された営業を営む権利は、分離された一部分の購入者に与えられる。使用権契約は、民営化契約に従って、所有権の譲渡と同時に締結される。購入者が民営化契約に従って使用権契約に調印することを拒否した場合には、当該民営化契約は無効とする。

(1998年改正で追加された)

§ 5 r 自然人、法人、ならびに「不良債権に関する法律」に付属する一覧表に記載された法人の経営機関および監査機関の構成員は、その債務を履行しない限り、民営化に参加することができない。

(1998年改正で追加)

経過・終末規定

§ 6 (1) 「国有化された不動産の所有の返還に関する法律」(官報 N. 15/1992年で公告され、官報 N. 28/1992年でその改正が公告された)に従って所有の返還を受けた者は、その不動産が企業に組み込まれた場合においては、その企業の民営化決議の公表日から遅くとも2ヵ月以内に第3条に定める機関に対してその物権を主張することができる。その物権を主張しなかった者は、代償に関する権利のみを有する。

(2) 第18条に定める請求は、民営化決議の公表日から遅くとも2ヵ月以内になされなければならない。

(3) 削除

(4) Mollov-Kaphandaris 契約に基づいて発行された1923年ブルガリア国債の所有者であり、その債券のクーポンに対して1996年に国家が

ら50%の割引価額による支払いを受けたブルガリア国民およびその相続人ならびに法人は、内閣により定められる条件および手続に従って、投資証書による代償を受ける。

(5) 代償に関する請求は、1998年12月31日までに、内閣により定められた手続に従ってなされなければならない。

(6) 民営化取引が実施される場合において、商事会社の資産に動産および「国有化された不動産の所有者の代償に関する法律」に従って他人が所有権を持つ不動産が含まれ、この商事会社の民営化のための決議がなされたときは、その者（旧所有者）は、会社の株式または持分によって、もしくは「国有化された不動産の所有者の代償に関する法律」に従って発行された代償証書によって補償される。国家の有する株式または持分が所有権のある者からの請求に対してこれを補償するために不足する場合には、株式または持分によって補償できない部分については、代償証書によって補償される。

(7) 商事会社の資産に動産および「国有化された不動産の所有者の代償に関する法律」に従って他人が所有権を持つ不動産が含まれ、この商事会社の民営化のために決議がなされ、所有権を持つ者が株式または持分によって補償を受ける希望を有する場合には、その者は、決議の公表日から1ヵ月以内に遅くとも1998年5月28日までに、第3条に定める機関に対してその請求書面を提出しなければならない。その請求をしなかった者は、代償証書のみによって補償される。

(1994年、1995年 [官報 N. 45], 1997年 [官報 N. 89], 1998年改正)

§ 6 a 本法第1条第3項に定める国有企業および市有企業の民営化の場合においては、民営化する企業の債権者は、民営化手続開始のための決議の公表日から6ヵ月以内に、第3条に定める機関に対して、書面をもってその企業に対する債権を通知しなければならない。この要求を満たさなかった者は、その債権に関する請求権を失う。

(1996年 [官報 N. 45] 改正で追加された)

§ 6 6 第20条第1項に従ってなされた決議において民営化方法が競売、入札または潜在的買主との直接交渉と定められたときは、税金の徴収は、第3条第1項第1号から第3号までに定める機関の請求に基づき、7日以内に「税金の徴収に関する法律」の規定に従って税務機関により発された命令によって、6ヶ月延期される。この税金の徴収に

関する手続は、民営化契約の締結後 7 日以内に再び開始する。

（1997年〔官報 N. 89〕改正で追加された）

§ 7 (1) 国家または地方自治体の所有である不動産、または国家・地方自治体の資本参加が50%超である商事会社の所有である不動産を対象とする期限付きの賃貸借契約、小作契約または合併企業は、本法に定める手続に従って決定された民営化決議後においては、無期限契約とみなされる。契約の解除から損失が生じないようにするために、賃借人および小作人に対して、始まった活動を終了するための十分な猶予期間が与えられる。ただし、その期間は、6ヵ月以上であってはならない。

(2) 賃貸借契約または小作契約は、第35条第1項第2号に該当する者によりなされた民営化提案の提出から民営化取引の実行までの間、または第38条および第39条の上訴に関する最終判決までの間は、貸主の方から解除することができない。

(3) 契約の当事者の一方が国家または地方自治体の資本参加が50%超である商事会社であって、かつ、その商事会社に関する民営化決議があった場合においては、会社は、第3条に定める機関の同意をもって、その契約を解除することができる。解除の効力は、書面による通知がなされた日から生じる。

(4) 契約の当事者の一方が国家または地方自治体の資本参加が50%超である商事会社であって、かつ、契約の不履行があった場合においては、その懲罰金は、生じた損失から控除される。

（1995年〔官報 N. 109〕, 1997年〔官報 N. 89〕, 1998年改正）

§ 8 1990年1月1日以降明白に不利な条件で締結された国家または地方自治体の財産の処分に関する契約および民法上の組合に関する契約は、取り消すことができる。

（1994年改正）

§ 8 a 民営化基金は、株式会社として創立される。

（1994年追加および1995年〔官報 N. 109〕改正）

§ 8 6 削除

（1994年追加, 1995年〔官報 N. 109〕削除）

§ 9 (1) 自然人および法人の代理人は、民営化に参加するための資金の財源およびその由来に関する宣言書、および収入、財産、利益に対

する税金の支払に関する宣言書、ならびに購入者として認められるその財政状態に関する宣言書を提出する。その者は、宣言書におけるデータについての情報および民営化に参加するための借入金の弁済の資金についての情報を該当する機関に提供することを承諾する。

(2) 商事会社が民営化に参加する場合においては、宣言書は、その会社における1000万レヴァ以上の額面金額の株式（持分）を保有している全ての者により提出される。

(3) 不確実な内容の宣言書を提出した者は、刑法典上の刑事責任を負う。資金の財源を隠しているときは、取得された所有およびその所有から得た利益は、国家に没収される。

(4) 宣言書は、民営化が第25条第3項、第31条および第35条1項1号に従ってなされるとき、民営化が第22条および第23条に従って行われ、民営化取引上の支払が投資証券のみによって行われるとき、第35条第1項第2号の場合の企業の評価が200万レヴァ以下であるとき、または株式または持分が第22条および第23条に従って取得されるときには、提出を要しない。

(5) 内閣は、宣言書に記載する事項、その様式、および宣言書を監査する機関と監査手続に関する規則を発する。

(1994年 [官報 N. 51], 1997年 [官報 N. 89], 1998年改正)

§ 9 a (1) 第35条による民営化提案が1995年3月30日までに提出された場合においては、第4条第2項および第39条第1項の期間は、3ヵ月とする。内閣は、複数の民営化提案を受けた第3条に定める機関に対して、その期間をさらに3ヵ月延長することができる。

(2) 第35条第1項第2号に該当する者は、入札の後市有企業の活動を行うための許可命令を受け、その後〔活動を始めた後〕賃貸借契約が締結された場合においては、第35条第1項第2号のいう1993年10月15日は、許可命令の日付けと読み替える。

(3) 内閣は、第2条第2項第1号および第5号の年次民営化プログラムの目標と方針および第3条に定める機関の提案に相応する第38条第1項の一覧表を作成する。その一覧表は、1994年8月30日まで官報で公表される。

(4) 第3条に定める機関は、毎月、第35条に従ってなされた民営化決議を官報で公表する。

(5) 第35条に従って製造部門の企業または分離されたその一部分が購入されるときに、第3条に定める機関は、第41条第2項に定める期間中に達成されるべき製造目標と労働人数に関する条件を売買契約に挿入することができる。

(1994年〔官報 N. 51〕追加, 1995年〔官報 N.109〕改正)

§ 9 6 (1) 分離された一部分および未完成の建設施設の民営化からの収入は、第3条に定める機関の許可をもって、企業がこれを使用することができる。

(2) 国家または地方自治体が単独の資本所有者ではない国有または市有企業の分離された一部分の民営化からの収入は、当該企業が所有するものとみなされる。

(官報 N. 51/1994年の改正で § 9 a 第5項として追加され、官報 N. 109/1995年の改正で § 9 b とされ、また1997年の改正〔官報 N. 89, N. 122〕で変更された)

§ 9 b 企業が従業員および第5条第2項に該当する者により購入された場合においては、第22条第1項および第23条第1項の制約は適用されない。

(官報 N. 51/1994年の改正で § 9 b として追加され、官報 N. 109/1995年の改正で § 9 v と改められた)

§ 10 (1) 商事会社の資本への国家または地方自治体の参加が30%以上である場合には、第3条に定める機関の同意がない限り、その資本の参加〔保有割合〕を減少させることができない。この制約は、第18条の場合には適用されない。商事会社における国家または地方自治体の資本参加〔の割合〕の減少が新株発行または社債の株式への転換による資本の増加の結果である場合には、第3条に定める機関は、第16条の手続に従ってなされた評価に基づいて定められた新株の募集価格を承認して後に、同意を与えるものとする。

(2) 国家または地方自治体の保有する割合が50%以上を占める法人は、その年度の〔処分し、または使用権を譲渡する〕有形固定資産または無形固定資産の総額が前年度12月31日の固定資産の簿価の総額の5%を超える場合においては、第3条に定める機関の同意がない限り、その〔5%以上の総額の〕資産を処分することができず、使用権も譲渡することができない。金融固定資産を対象とする取引は、第3

条に定める機関の許可のみで締結することができる。処分行為に関して定められた制限は、ソフィアの「銀行結合株式会社」が締結する取引については適用されない。

(3) その年度における第 2 項の取引の対象である固定資産の簿価の総額が前年度12月31日における固定資産の簿価の総額の 5 %を超える場合においては、それぞれ場合につき、第 3 条に定める機関の許可が必要である。

(4) 固定資産の簿価の 5 %を超える固定資産の売却から得られた収入は、給料と報酬のために使用することができない。

(1994年, 1995年 [官報 N. 109], 1996年 [官報 N. 42] 改正)

§ 11 (1) 内閣は、いずれの書類および情報が民営化取引の実行のいずれの段階で職務機密とみなされるかを定める。内閣は、締結された取引に関する書類を利害関係者が閲覧することができる条件および手続を定める。

(2) 第 3 条に定める機関は、実行された売却に関する情報 (売却された対象物, 購入者, 価格および支払条件) を, 毎月, 官報で公表する。

(1994年改正)

§ 12 (1) 本法に従ってなされる不動産に関する物権の譲渡は, 第 3 条に定める機関により書面をもって行われる。公証は, 必要としない。

(2) 本法の規定に従って第 3 条に定める機関により行われる商事会社の株式の譲渡は, 書面をもってなされる。公証人による署名の承認は, 必要としない。

(3) 商事会社の株式が第 5 章に従って譲渡された場合においては, 株式の購入者は, 民営化契約に基づいて実行された株式の実際の譲渡の日から会社の株主となるものとみなされる。

(4) 本法の手続に従って記名株式の譲渡が行われた場合においては, 株式の購入者は, 会社の株主名簿に記載されなかったとしても, 株式の裏書きがなされた日から会社の株主となったものとみなされる。

(5) 本法の手続に従って無記名株式の譲渡が行われた場合においては, 株式の購入者は, 会社の株主名簿に記載されなかったとしても, 中央供託所に取引の登録が行われた日から会社の株主となったものとみなされる。

（1994年〔官報 N. 51〕, 1995年〔官報 N. 109〕, 1997年〔官報 N. 89〕, 1998年改正）

§ 13 第15条に定める制限は、内閣の構成員に関しても適用される。

§ 14 1994年6月30日までの民営化から得られた収入は、第6条に定める方法に従って分配される。

（1994年〔官報 N. 51〕改正）

§ 15 「国家財産に基づく一人商事会社の創立に関する法律」（1991年官報 N. 55で公表された）第1条第1項および第2項ならびに第2条は、削除される。

§ 15a 地方自治体議長は、第3条に定める機関による要求があったときは、1ヵ月以内に、貸借対照表に記載されまたは国家組織体の資本に組み込まれるか分割議定書によってその組織体に繰り込まれた不動産であって、国有企業に与えられたまたはその企業により取得されたものにつき、これを国家のものとして記載する義務を負う。

（1994年〔官報 N. 51〕追加, 1997年〔官報 N. 89〕改正）

§ 16 (1) 内閣は、1992年10月30日までに企業における国家の所有権の行使に関する規則を発する。

(2) 内閣は、国有企業民営化費用填補基金の用途に関する規則および第6a条第1項第1号の規定に従って設定される予算外の特別口座に関する規則を発する。

(3) 本法の施行に関する規則および政令は、その他の機関が指定された場合を除いて、内閣により発される。内閣は、入札および競売の準備および実施に関する条件および手続を定める。

（1994年〔官報 N. 51〕, 1998年改正）

§ 16a 削除

（1996年〔官報 N. 85〕追加, 1998年削除）

§ 16b 本法の手続に従って民営化対象となった株式に関しては、「有価証券、証券取引所および投資会社に関する法律」の有価証券の公募についての規定は、適用されない。

（1996年〔官報 N. 85〕追加）

§ 17 第3条第3項および第16条に従って行われる分配の場合には、「国家および地方自治体の権限の配分に関する法律」の規定は、適用されない。この規定は、既に締結された契約に関しても適用される。

(1998年改正)

1995年〔官報 N. 109〕改正の経過・終末規定

§ 34 国家企業における国家の所有権を行使する機関は、改正法の発効後 3 ヶ月以内に、土地が国家または地方自治体の所有であり、かつ、いまだ企業の貸借対照表に記載されていないが企業により使用されているものにつき、第17条第 3 項の定める条件および手続に従って、当該土地に関する所有権を企業財産に組み入れる。(1996年〔官報 N. 45〕改正)

§ 35 相互基金に組み入れられた第 8 条第 1 項および第 2 項の金額は、1995年12月31日までに、年金の支払のために「社会保障基金」に組み込まれる。

§ 36 改正法は、官報の公表日に発効する。

1996年〔官報 N. 45〕改正の経過・終末規定

§ 13 本法の発効日の前に民営化のための決議がなされ、かつ、削除された民営化法第25条第 1 項第 5 号、または同法第 5 章、第 6 章もしくは第 7 章の定める民営化方法が定められた場合においては、これらに従う取引は、法律改正前の手続に従って行われる。

1996年〔官報 N. 85〕改正の経過規定

§ 10 (1) 民営化庁の監事会の構成員は、本法の発効日に免職される。ただし、新しい監事役の選任までその義務を履行する。

(2) 第12条第 1 項の民営化庁の監事会の構成員は、法律の発効日から 1 ヶ月以内に、選任および任命される。

§ 11 第 3 条第 6 項の改正〔削除〕は、現存するものにも適用される。

1997年〔官報 N. 89〕改正の経過規定

§ 28 本改正の発効日までに相互基金に組み入れられた第 8 条第 1 項および第 2 項の金額は、「社会保障基金」に組み込まれる。

§ 29 民営化方法が定められた民営化手続は、これを開始した第 3 条に定める機関により終了される。

1998年〔官報 N. 39〕改正の経過規定*

§ 34 (1) 中央競売は、株式会社における国家が保有する株式の 5 % 以上を占める株式の売却に用いることができる。

(2) 第 1 項の株式の割合を定めるときは、次に掲げるものは除かれる。

- 1 第18条に定める権利をもっている者に割り当てられた株式，
「国有化された不動産の所有者の補償に関する法律」（1997年，
官報 N. 107）に従って割り当てられた株式
- 2 第2条第10項の一覧表に含まれた企業の株式
- 3 本法の発効日までに民営化決議がなされた企業の株式

§ 35 (1) 本改正以前の規定に従って発行された投資証書は，内閣により定められる手続に従って，次に発行される投資証書に1対1の割合で効力を有する。

(2) 第1項に定める未使用の投資証書は，新たな発行の登録がなされる際に，1998年9月30日までに所有者の口座に記載されなければならない。その後は，このような投資証書は，無効となる。

§ 36 有価証券および証券取引所委員会は，本法の施行日から3ヵ月以内に，株式会社の株式の登録番号制に関する手続を定める。

§ 37 民営化基金は，本法の施行日から3ヵ月以内に，「有価証券，証券取引所および投資会社に関する法律」の規定に従って，投資会社に組織変更しなければならない。

§ 38 第25条第3項第5号および第4項は，本法の施行日までに登録簿に記載された商事会社に関しては，適用されない。